

野洲市みどりの基本計画アクションプラン

身近なまちのみどりを育むための施策

現行施策の項目	掲載ページ	担当課	現状および課題	今後の取組方針	計 画 年 次									
					前 期					後 期				
					R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
公共施設の率先的な緑化	63	総務課	公共施設敷地内は緑化が進んでおり、適宜剪定や除草作業を実施している。剪定や除草等の維持管理に係る外部委託の費用や負担が増加傾向にあり、適切な時期での維持管理が実施できていないという課題がある。	草木の成長度合いを都度点検することで適切な時期に維持管理（除草・剪定）を継続的に行う。除草作業については草木が最も成長する4月から10月に実施、剪定作業については10月から2月に実施する。 年間を通じて維持管理を実施することで公共施設の景観向上、また台風等の災害時の倒木被害防止に繋げる。	適切な時期での継続的な維持管理（除草・剪定）									
道路の緑化	63	道路河川課	街路樹については、整備後数十年経過し樹木の大径化・老齢化により、剪定や除草の維持管理に係る費用や手間が増大傾向にある。このため、適切な時期・範囲で維持管理が実施できない路線が存在し、枝葉の垂れ下がりや歩道の根上がり発生など、安全な道路空間の確保が課題となっている。また、台風等自然災害による倒木や電線との交錯、害虫発生など周辺住環境への影響も発生している。	適切な時期に維持管理を行うため、街路樹の定期的な点検を実施し、効果的な剪定や除草に努める。また、台風等自然災害による倒木被害を防止するため、沿道状況に配慮した伐採、更新を進め、新規道路の緑化については、バリアフリーなど歩行空間を確保したうえで、低木・地被類などリスクの少ない植栽整備を検討する。 そのほか、街路樹の維持管理を周辺自治会、各種団体など地域住民協働による活動が実施可能かどうか検討し、取組みの中で緑化への理解を深めることに努める。	維持管理									
学校施設の緑化	63	教育総務課	学校施設は様々な樹木により緑化されているが、一部の樹木において大径化・衰弱化している。剪定等の維持管理に係る費用や手間が増加傾向にある。 維持管理のための予算が少なく、選定などの適切な管理が行えていない樹木が多数存在し、次のような課題がある。 ・台風等自然災害による倒木被害への予防措置対応 ・隣地への枝葉進入抑制 ・毛虫等の害虫被害抑制	台風等自然災害による倒木被害の予防と、隣地への枝葉進入を抑制するために、適時に伐採や剪定をすることにより、適切な維持管理に努める。	植栽整備・協働活動に対する課題整理									
					計画策定									
					事業・活動の実施新たな課題の整理									
					維持管理									

野洲市みどりの基本計画アクションプラン

身近なまちのみどりを育むための施策

現行施策の項目	掲載ページ	担当課	現状および課題	今後の取組方針	計 画 年 次									
					前 期					後 期				
					R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
周辺と調和した住宅緑化の促進	64	都市計画課	良好な景観形成を図るため、本市では全域を景観計画区域として定めており、特に必要があると認める区域を「重点区域」それ以外を「一般区域」と設定し、「野洲市景観計画」に基づく適正な景観指導を行っている。 その他地区計画が定められている一部の地域においても良好な景観や緑地形成が図れるよう整備方針を定めている。	今後も引続き景観区域内での開発等の行為については「野洲市景観条例」及び「野洲市景観条例施行規則」に基づき指導を行うとともに、良好な景観の保全及び確保に努める。 併せて、地区計画内での建築行為についても、良好な景観形成が図れるよう指導を行う。	「野洲市景観条例」及び「野洲市景観条例施行規則」に基づく指導 地区計画内での建築行為について、地区計画書に基づく景観指導									
	64	住宅課	良好な環境の確保を含め、調和のとれた土地利用及び秩序ある都市形成を図り、健康で文化的な都市の実現を目的としてつくられた「開発行為に関する指導要綱」に基づき開発指導を行っている。	宅地開発については継続して「開発行為に関する指導要綱」に基づき、開発事業者等の積極的な協力を得て、良好な環境の確保及び周辺と調和した住宅緑化の促進を図っていく。	「開発行為に関する指導要綱」に基づく指導									
	64	協働推進課	滋賀県条例「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」に基づき、地域の緑化を推進し、自然と調和したまちづくりを推進する協定を締結した自治会等を支援している。	近隣景観形成協定を締結した自治会に対して継続的な支援を行うとともに、新たに協定を締結しようとする自治会の育成に努める。	協定を締結した自治会に対する継続的な支援及び新たに協定を締結しようとする自治会の育成									
	64	環境課	分譲宅地や共同住宅等の住居系開発に対し、開発申請時等に、「野洲市生活環境を守り育てる条例」に基づき、緑化に努めるよう指導している。	今後も条例に基づき、市民に対し、緑化の推進を啓発していく。	「野洲市生活環境を守り育てる条例」に基づく、緑化推進の啓発 開発申請時の緑化指導									
質の高い工場・事業所緑化の促進	65	商工観光課	設備投資に積極的な既存工場や新設工場に対して、「工場立地法」と「野洲市工場立地法準則条例」に基づき、企業の工場敷地の有効活用、立地促進とともに、生活環境に配慮した緑地整備を進めるように対応している。	工場立地法の適用となる特定工場については、「野洲市工場立地法準則条例」に基づき、工場敷地内の緑地を含む環境施設を確保することで、生活環境へ配慮するとともに、市内での工場立地の促進や既存の工場敷地の有効利用を図る。	「工場立地法」「野洲市工場立地法準則条例」に基づく指導									
	65	環境課	工場・事業所等の事業系開発に対し、開発申請時等に、「野洲市生活環境を守り育てる条例」による緑化の基準により、面積に応じた緑地を確保するように指導している（工場立地法対象を除く）。	今後も条例に基づき緑地の確保を指導するが、必要に応じ、緑化の基準の内容等を見直すことも検討する。	「野洲市生活環境を守り育てる条例」の緑化基準に基づく、緑地確保の指導（必要に応じ、基準の見直しを検討）									